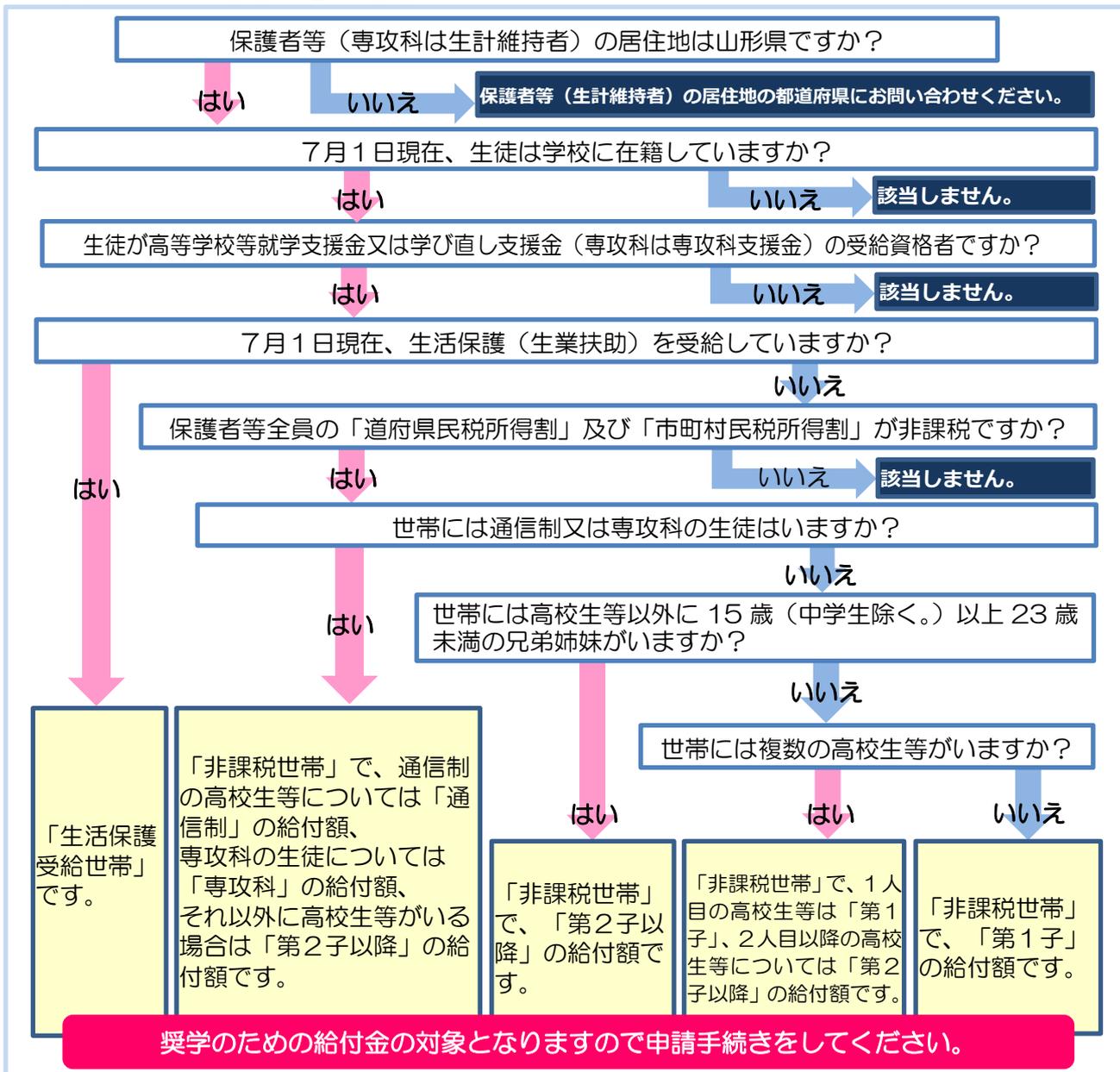


山形県内の国公立高等学校等(専攻科含む)へ在学している方へ 令和5年度「奨学のための給付金」申請のご案内

山形県では、国の高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)等の補助を受け、低所得者世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。

この給付金は、返還不要です。 給付を受けるには、申請手続きを行う必要があります。

1 「奨学のための給付金」対象確認シート



奨学のための給付金の対象となりますので申請手続きをしてください。

2 支給額

区分	全日制/定時制	通信制	専攻科
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円	
非課税世帯第1子	117,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯第2子	143,700円		

申請書類の提出先

申請書類は郵送によりご提出ください。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局高校教育課（山形県庁13階）

5 提出書類上の注意

- (1) 個人番号カード（写し）貼り付け台紙を提出しない方で、証明書に個人番号が記載されている場合は、個人番号に黒塗りなどのマスキングを施した上で提出してください。
- (2) 兄弟姉妹の健康保険証の写しを提出する場合は、健康保険証に記載の保険者番号及び記号・番号に黒塗りなどのマスキングを施した上で提出してください。

6 申請受付期間

令和5年7月1日（土）から令和5年11月30日（木）**必着**

7 審査結果と支給時期

審査の完了後、学校を通じて交付（不交付）決定通知書を配布します。認定となった場合は、申請から3か月後を目途として、4 提出書類の「③口座振替申出書」に記載の口座に振り込みます。

8 給付金の学校長代理受領について

学校徴収金に未納がある場合は、委任状を提出いただいた上で本給付金を学校長が代理受領し、未納金に充てることができます。該当のある方には、学校からご連絡をいたします。

9 奨学のための給付金 Q&A

Q1 所得割の確認はどうしたらできますか？

A1 お勤めの会社などから配布される特別徴収税額決定通知書や、お住まいの市町村から送付される住民税納税通知書で確認することができます。これらの書類をお持ちでない場合は、令和5年1月1日時点にお住まいの市役所・町村役場等で令和5年度課税（非課税）証明書を発行してもらい、確認してください。

Q2 海外赴任をしていたため、市町村で課税証明書を取得できません。給付金を申請できますか？

A2 保護者等全員の所得割が非課税であることを確認する必要があるため、確認書類を提出できない場合は申請することができません。

Q3 父親が県外、母親と生徒は山形県に住んでいます。申請は山形県にしてもよいですか？

A3 世帯の生活の本拠地が山形県である場合は、山形県に申請してください。

Q4 事情があり親権者全員の課税証明書等が提出できません。どうしたらよいですか？

A4 生徒の教育費負担を求めることが困難であると認められる保護者等については、所得割の確認が不要となっています。お話をお聞きした上で提出書類をご案内しますので、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ

山形県庁教育局高校教育課（山形県庁13階） ☎ 023-630-2513

（受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く。）9時～17時）